

豊中市中小企業人材育成支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業の人材育成を図るための各種研修等に要する経費を一部補助することにより、市内における中小企業の振興に資することを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業 資本の額又は出資の総額が3億円（卸売業については1億円、小売・サービス業については5,000万円）以下並びに常時雇用する従業員の数が300人（卸売業については100人、小売業については50人、サービス業については100人）以下の会社及び個人をいう。

(2) 研修 中小企業の経営者、従業員等を対象とした人材育成を目的とする研修をいう。

(対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、構成員の3分の2以上が事業所の拠点を市内に有する中小企業者で組織される団体（以下「団体」という。）とする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）は除く。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、団体が主催する研修とする。

2 補助の対象となる事業は、国又は大阪府等の公的機関から同種の補助等を受けていない事業とし、かつ、団体の構成員の内、事業所の拠点を市内に有する中小企業者が2者以上参加する事業とする。

(補助対象費目、補助金の額等)

第5条

(1) 補助対象経費の費目、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

費目	補助率	補助限度額	
①講師謝礼金	1/2	100,000円/回	1団体当たり、 1会計年度200,000円 を限度とする
②上記①にかかる研修用教材費	1/1	1,000円/人	

(2) 前号の研修用教材費については、当団体の構成員のうち、市内中小企業の経営者、従業員等のものであり、かつ、料金が定められた当該研修にのみ使用されるものに限る。

2 補助金の額は、補助対象経費ごとに補助率を乗じ、1円未満を切り捨てた額、または各費目の補助限度額のどちらか低い方の額を合算した額とする。ただし、1団体あたりの1会計年度の補助限度額の範囲内で、かつ当該年度の予算の範囲内で執行するものとする。

(申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、豊中市中小企業人材育成支援補助金交付申込書（様式第1号）に、各号の書類を添えて、補助の対象となる研修実施日前に市長に申し込まなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 定款又は会則（写し）

(2) 構成員名簿及び役員名簿（写し）

(3) 申込時における団体の当該年度の事業予算書及び前年度の事業決算書（写し）

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の申込書等の提出を受けた場合において、当該書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、豊中市中小企業人材育成支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申込者

にその旨を通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金額の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申込者は、補助金として交付決定された額に変更が生じる場合は、豊中市中小企業人材育成支援補助金変更交付申込書(様式第3号)を市長に提出するものとする。ただし、変更交付決定額が20%未満の減額となる軽微な変更の場合は、豊中市中小企業人材育成支援補助金変更交付申込書等の提出は不要とする。

2 前項の規定による、豊中市中小企業人材育成支援補助金変更交付申込書等の提出及び変更交付の決定にあたっては、前2条の規定を準用する。ただし、変更交付の決定については豊中市中小企業人材育成支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた申込者は、当該研修が完了したとき、速やかに豊中市中小企業人材育成支援補助金実績報告書(様式第5号)及び各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 講師謝礼金の支払いを証するに足りる書類、当該研修時の記録写真及び参加者名簿(写し)

(2) 研修用教材費について申し込んだとき、研修用教材費の支払いを証するに足りる書類及び研修用教材の使用者が確認できる書類(写し)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定通知)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた申込者から豊中市中小企業人材育成支援補助金実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助額を確定し、豊中市中小企業人材育成支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、その旨を申込者に通知するものとする。

(請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた申込者は、速やかに豊中市中小企業人材育成支援補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に請求しなければならない。

(交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求をうけたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、当該補助金の交付決定を受けた申込者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 当該補助金の手続きに際して、虚偽又は不正の事実があるとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。

(4) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(協力)

第15条 市長は、申込者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要があるが生じた場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

(この要綱に定めがない事項)

第16条 この要綱に定めるものの他、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則 この要綱は、昭和57年(1982年)4月1日から実施する。

この要綱は、平成3年(1991年)5月7日から実施する。

この要綱は、平成8年(1996年)4月1日から実施する。

この要綱は、平成11年（1999年）4月1日から実施する。

この要綱は、平成18年（2006年）4月1日から実施する。

この要綱は、平成19年（2007年）4月1日から実施する。

この要綱は、平成20年（2008年）4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年（2012年）4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年（2013年）10月1日から実施する。

この要綱は、平成26年（2014年）4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年（2016年）4月1日から実施する。

この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、必要な修正を加えた上、これを使用することができる。